



ランドマーク税理士法人  
清田 幸弘代表税理士

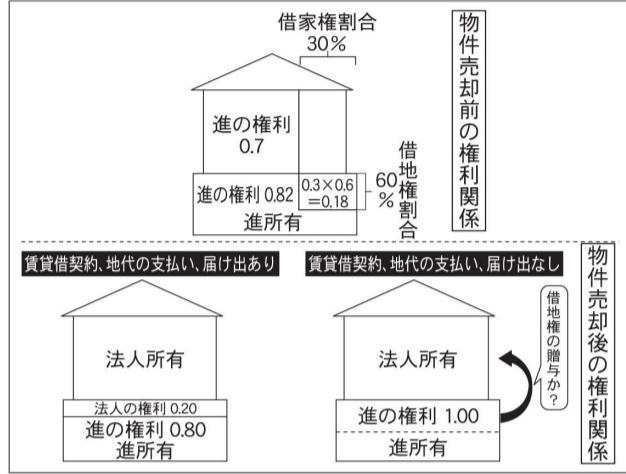
1962年神奈川県横浜市生まれ。自身が農家の出身。明治大学卒業後、横浜農協に9年勤務。資産税専門の会計事務所勤務後、1997年に独立。丸の内相続大학교主。

## Q: 法人に売却したら土地の評価減がなくなった

横浜の地主である山本進(79・仮名)は、所有する土地にアパートを建てていましたが、ローン返済が終わったタイミングで、自身の不動産管理法人に物件を売却しました。売却については適正な時価でを行い、税務署からの指摘もありませんでした。2年後、相続が発生しました。その際、税理士から「これでは土地は減額できない」と伝えられます。一体どういうことなのでしょうか?

### 失敗例から学ぶ

## 法人なりの注意点



法人所有  
法人の権利 0.20  
進の権利 0.80  
進所有

法人に物件を売却した時点  
で、法人という  
別人格の所有物  
になつたと考  
えます。その  
結果、進と入居  
者との契約関  
係は消滅しま  
す。  
「それでも法人  
の権利があるわ  
けだから、その  
分は差し引ける  
ん。同族法人を活用した節税の鍵  
となるのは、入念な証拠作りに  
あります。

A: 必要な手続きを怠ると評価減なし、法人に課税のおそれも建築した住宅にヒトを住まわせるということは、自分でコントロールできない人の権利が土地にも及ぶということです。そのため、この権利分は100%好き勝手に使える土地(自用地)の評価から差し引かれ、全

最大20%の控除が受けられる

ように見えます  
が、税法上はそ  
のように捉えま  
せん。

法人に物件を  
売却した時点  
で、法人とい  
う別人格の所有物  
になつたと考  
えます。その  
結果、進と入居  
者との契約関  
係は消滅しま  
す。  
「それでも法人  
の権利があるわ  
けだから、その  
分は差し引ける  
ん。同族法人を活用した節税の鍵  
となるのは、入念な証拠作りに  
あります。

### A: 必要な手続きを怠ると評価減なし、法人に課税のおそれも

建築した住宅にヒトを住まわせるということは、自分でコントロールできない人の権利が土地にも及ぶということです。そのため、この権利分は100%好き勝手に使える土地(自用地)の評価から差し引かれ、全

ではないか」と、考える方もいるかもしれません。しかし、今回のケースでは、地代の収受がありました。そのため、この例の場合、入居者の権利がそのままなので、一見すると権利関係は何も変化していない

価値減される割合はゼロとなります。

このケースに

おいて受けれるこ

とができる最大

の控除割合は20%です。ただし、

進と法人の間で賃貸借契約が結

ばれ、固定資産税の2~3倍程

度の地代の支払いと、「土地の

無償返還に関する届出書」の提

出がある場合のみ対象となりま